

防犯カメラのガイドラインにおける設置、管理面の記述の比較

中野潔¹

ICTの活用、特に防犯カメラの設置が増えるのに従い、それによるプライバシー侵害などを懸念する動きが一部で登場した。このため、一部自治体では、防犯カメラの設置や運用に関し、条例、基準、ガイドラインといった規則や指針を制定している。本稿では、制定が比較的早く、条文などがウェブページ上に掲載されていて入手しやすかった6自治体、8件の規則や指針を分析の対象とした。比較分析を通じて見出した5つの属性群のうち、(2)行為者組織内部の関係と統制に分類した7項目、および、(3)被見守り者との関係に分類した4項目について、考察した。運用基準の制定、管理責任者の指定、住民に関する情報の守秘義務、カメラ設置の事実の表示、苦情や開示請求に対する誠実対応義務など、多くの項目について、ほとんどの公的規則・指針が共通して定めている。足並みがあまりそろっていない項目として、操作担当者の指定(限定)、ペナルティーの有無などがあげられる。

Comparison of Description in Respect of Installation and Management

of Public Guidelines of a Security Camera

Kiyoshi NAKANO¹

Accompanied with popularization of practical use of ICT, especially installation of a security camera, some people came to consider the invasion of privacy by it as the object of the argument. For this reason, some local governments have enacted rules and indicators, such as regulations, a standard, and a guideline about installation and management of a security camera. In this paper, the author analyzed 8 rules of 6 local governments. The author selected them because those rule were enacted comparatively early and were put on websites and were easy to come to hand. The author found out five attribute groups through the comparative analysis. In this paper, the author argued about 7 attribute items classified in "(2) the relation and control inside a doer organization" and 4 attribute items classified in "(3) a relation with a watched person". Almost all public rules and guidelines enacted establishment of an operation standard, specification of an executive responsibility person, confidentiality of information of the situation about residents, clear statement of the fact of camera installation, sincere correspondence duty to a complaint or an indication claim etc. At the same time, specification (limitation) of operators and existence of a penalty are not in common in those public rules and guidelines.

1. はじめに

2004年の年末、2005年の年末に、小学生が被害者となる殺人事件が相次いで起こり世間の関心を集めた。RFIDやカメラをはじめとする情報通信技術(ICT)で、犯罪抑止を典型とした社会の安全、安心を確保しようという動きが活発である。^{01,02,03,04,05}

ICTの活用、特に防犯カメラの設置が増えるのに従い、それによるプライバシー侵害などを懸念する動きが一部で登場した。^{06,07,08,09,10,11,12}このため、一部自治体では、防犯カメラの設置や運用に関し、条例、基準、ガイドラインといった規則や指針を制定している。本稿は、それらを比較し、その性格や内容について分析するものである。筆者らは、文書としての性格と基本的内容」に分類した4項目について、比較し、考察した論考をすでに発表している。¹³本稿は、その続編といふことのできる

ものである。

本稿では、制定が比較的早く、条文などがウェブページ上に掲載されていて入手しやすかった6自治体、8件の規則や指針を分析の対象とした。千葉県市川市の条例(以下[市1])と基準(以下[市2])、東京都杉並区の条例(以下[杉])、長野市の要綱(以下[長])、滋賀県の指針(以下[滋])、静岡県の要領(以下[静1])とガイドライン(以下[静2])、三鷹市の条例(以下[三])である。^{14,15,16,17,18,19,20,21}これ以外では、東京都、東京都板橋区、東京都中野区、東京都練馬区、立川市、出雲市、茨城県猿島郡和町²²などの例がある。²³

条例以外の、基準、要綱といった種別名については、いずれも自称をそのまま生かした。これらをまとめて、公的規則・指針と呼ぶ。本稿で、公的規則・指針といえば、自治体の制定したもののみを指す。

カメラの設置主体として、自治体、警察、商店会、公共的性格の強い企業、私企業、私人などがある。自治体の定める規則や指針においては、通常、私企業および私人がもっぱら自らの管

*1：大阪市立大学大学院創造都市研究科 Graduate School for Creative

Cities, Osaka City University

理する施設、敷地およびごく近い近傍を撮影している防犯カメラについて、規制の対象範囲としていない。しかし本稿では、分析対象となる規則や指針が、それらも対象としている場合、触れる。

2. 分析項目と考察範囲

表1については後で詳述する。表2-Aから表2-Cまで(まとめて呼ぶ際には表2とする)は、前出の8つの公的規則・指針を、比較したものである。表2の表側項目は、この種の規則の一般的な条文(ガイドラインの類の文章についても、本稿では条文と呼ぶ)記述の順序や大枠の捉え方に従い、並べ、括ったものである。これら表側項目を、あらためて、その本質的性格を考えて括り直したのが、表1である。

大きく5つのグループに分けることができた。(1)文書としての性格と基本的内容、(2)行為者組織内部の関係と統制、(3)被見守り者との関係、(4)第三者との関係、(5)画像データ自体の取り扱いである。

本稿では、紙数の関係もあり、(2)行為者組織内部の関係と統制に分類した7項目、および、(3)被見守り者との関係に分類した4項目について、比較結果を見ながら考察する。

3で、公的規則・指針を(2)の観点で比較して論じる。4で、同じく(3)の観点で比較して論じる。5が結果の分析、6が結びである。

3. 行為者組織内部の関係と統制に関する規定の現状

3.1. 運用基準など

3.1.1. 条文の対象者

ここでいう条文の対象者は、公的規則・指針において、設置あるいは運用の基準を制定すべきとの定めがあったときに、その制定の主体となるべき者を決めているか否か、決めているとき、それは誰かということである。市や県の設置したカメラのみを対象としている[市2]、[長]、[静1]では、条文の適用対象を、特に明文化していない。本稿の考察範囲外である「当面の対象」か「対象者の定義」で確認している。それ以外の場合、条例では、強制力が生じるため、明確に詳細に示している。[市1]、[杉]、[三]がそれに当たる。

指針、ガイドラインである[滋]、[静2]では、カメラの設置者等といった表現に留めている。明確に線引きしない分、いろいろな状況でのカメラ設置者が、自分とまったく無関係の事項であると判断する可能性は低くなるが、強制力が相当弱いものとなる。

3.1.2. 対象者の義務

ここでいう義務とは、運用基準について果たすべき義務という意味である。[市2]、[長]、[静1]では、当該公的規則・指針自身が運用基準に相当するので、定めていない。定めるべき事項」についても同じ現象が生じている。

他の5つに共通しているのは、設置や運用の基準を定めなければならないといふ義務である。条例である[市1]、[杉]、[三]では、定めた基準の内容を自治体の首長に届けなければならぬ。[静2]では、基準の掲示、関係者への周知徹底を求めている。

3.1.3. 定めるべき事項

紙数の関係もあり、定めるべき個々の項目の有無については比較しない。指針、ガイドラインである[滋]、[静1]では、基準モデル案が示され、そこに列挙されている。条例である[市1]、[杉]、[三]では、施行規則の中に列挙されている。

3.2. 設置に際しての考え方

[静2]でのみ触れている。防犯カメラ本体については、必要最小限度にすることをうたい、表示装置、録画装置については、施錠ができる部屋に置くこと、施設の来訪者などが容易に見られるようにはしないことなどを定めている。

3.3. 管理責任者の設置

すべての公的規則・指針で、管理あるいは運用の責任者を定めなければならないとしている。県や市の設置したカメラに関する規則・指針では、決め方あるいは責任者の役職名などを明記したものも多い。なお、「管理」、「運用」の言葉遣いにおいては、少しうつ差がある。

3.4. 守秘義務

多くの公的規則・指針で、画像から知り得た住民の情報について、管理者の守秘義務を課している。明示していないのは、[市2]と[静2]であるが、[市2]は、条例である[市1]ですでに課しているためである。

3.5. 管理委託者への規則等の周知

管理を外部に委託したとき、その相手先への規則周知について明示的に記述しているのは、[静1]と[三]である。[市1]では、運用基準の条文対象者に、市から委託を受けた者が明記されているので、同様の効果が生じると考えられる。

3.6. 違反者へのペナルティー

違反者へのペナルティーについて明示しているのは、いずれも条例である[市1]と[杉]だけである。具体的手段は、是正勧告

に従わなかった事実の公表である。条例でないと従わなかつたときの対抗手段を定めるのが難しい。

3. 7. 画像の取り扱いー操作担当者の指定

機器の操作をする者を指定するべきであるという条項は、[市2]、[静1]、[静2]、[三]で定めている。自治体の設置したカメラに関する公的規則・指針で、この条項がないのは、[長]である。[三]は条例で強制力があるが、[静2]はガイドラインであり必ずしもそうではない。

4. 被見守り者との関係に関する規定の現状

4. 1. 責任者名の表示

責任者名の表示を義務付けていない公的規則・指針の方が少ない。義務付けてないのは、[長]、[滋]、[静2]である。

4. 2. カメラ設置の明示

カメラ設置の明示について[市2]では定めていないが、条例の[市1]で定めているので、効果は同じである。したがって、すべての公的規則・指針で定めているといえる。ほとんどは撮影区域内に見やすく明示せよ、あるが、[静2]では、撮影区域内外と区域に入る前の場所にも表示せよーという点が特徴的である。[静1]では、撮影区域内外とあって、内と外の両方かどちらかでいいのかがあいまいである。

4. 3. 苦情への対応

苦情への対応について明記していないのは、[長]と[滋]である。自治体の設置したカメラに関する公的規則・指針で、この明記がないのは[長]だけである。明記してあるものにおいては、表現に多様性がある。まず、対応者について明記していないものが[市1]、[静1]、[三]である。最終的には、管理責任者が処理すると解釈するのが妥当であろう。[市2]では、管理責任者が対応すると明記し、[静2]では、(管理責任者が)苦情対応者を指定せよーとしている。[杉]では、区長に苦情をいうことができると定めている。[市1]では、市長にも苦情がいえるとしている。

苦情があった場合に、遂行すべき事項について、表現の仕方が異なるものがいくつかある。しかし、適切かつ迅速に処理しなければならないーというのが、ほぼ共通の内容である。県の設置したカメラについての[静1]では適切かつ迅速、一般的のカメラについての[静2]では誠実かつ迅速としている。市のカメラについての[市2]では、苦情内容の把握および事実調査を行い、苦情の処理にあたるーとして、対応の手順をより具体的に示している。

4. 4. 画像の取り扱いー本人からの要望

撮影された本人から要望があったときの画像の開示について定めていないのは、[市2]と[滋]だけである。[市2]では定めていないが、条例の[市1]で定めているので、効果は同じであり実質的に定めていないのは、[滋]だけである。

設置者側に最も厳しい義務を課しているのは、[静1]で、この設置者は県である。開示しなくてよい例外を列挙し、それ以外の場合、個人情報画像を開示しなければならないとしている。他の公的規則・指針では、開示するよー配慮しなければならないーと努力義務型の表記している。[三]では、必要と認められる範囲で合理的な方法によりーと設置者側の裁量が効きうる表現にしている。

[静2]では、他の人の画像を除去することなどについて言及し、本人の確認を口実として画像の提供を受け、他者の動静を探るといった動きができるないように配慮している。

5. 比較結果の分析

5. 1. 行為者組織内部の関係と統制の分析

5. 1. 1. 設置に際しての考え方および運用基準の制定

まず、若干性格の異なる設置についての考え方について触れたい。ほとんどの公的規則・指針では触れていない。[静2]のみが、防犯カメラを減らすことを是とし、他では、防犯カメラの増減と是非との関係を明らかにしていない。対象に関するオペレーションに関する記述に徹し、対象の価値判断に及ばないというのは、それはそれで1つの見識であろう。

次に、運用基準を制定する主体となるべき者についてである。一部の公的規則・指針では、主体となるべき者について明確に定義していない。明確に線引きしない分、いろいろな状況でのカメラ設置者が、自分とまったく無関係の事項であると判断する可能性は低くなるが、強制力が相当弱いものとなる。

それでは、運用基準そのものについてみてみる。実質的には、すべての公的規則・指針で、防犯カメラの設置や運用の基準を定めなければならないとしている。公的規則・指針が条例である場合、運用基準を自治体の首長に届け出る規定になっている。その場合、基準の変更届、カメラの廃止届などもセットにして定めている。

定めるべき事項であるが、実質的には、すべての公的規則・指針で、規定している。条例の場合、施行規則で、指針の類の場合、模範基準例で示している。県や市の設置したカメラについての公的規則・指針では、それ自体が運用基準となってい

る。

運用基準を定めて、それにより管理者や操作担当者を統制するといふ式が、共通して成り立っているといえる。

5. 1. 2. 業務遂行者の限定およびそれらの者への基準の周知

管理責任者や操作者の指定についてみてみると、すべての公的規則・指針で、管理責任者を置かなければならぬとしている。当該公的規則・指針が実質として遵守されているという状況を実現するためには当然である。操作者を決め、それ以外の者が表示装置をみたりしないようとするといった規定を置いているのは、約半数である。

関係者に運用基準を周知徹底し、遵守してもらうためには、周知すべき者が限定されていることが望ましい。しかし、自治体や鉄道事業者が設置する以外の、町内会、商店会などが設置するカメラでは、操作者を限定するという義務を課しても、空文になってしまふ可能性がある。そうしたジレンマの結果、こうした状況になったと思われる。

外注の管理委託者に規則などを周知する義務について、定めていない公的規則・指針の方が若干多い。記述していない自治体については、(1)県や市が設置者の場合、守秘義務を課さなければならないような業務を外注に出す事態などないことを前提としている、(2)操作担当者への規則の周知」といった文言の中に含まれているとみなしている。(3)基準が守られるよう必要な措置をとる」といった文言の中に含まれているとみなしている——などが考えられる。

個人情報保護法の制定までに起きた、また、制定後にも起きた各種の出来事においては、外注の業務委託者の行為が原因であることが多かった。それを考えると、管理委託者への規則の周知は、管理委託の可能性が低い状況下でも定めておくべき規定だと思われる。

5. 1. 3. 義務とペナルティー

ほとんどの公的規則・指針で、画像から知り得た住民の情報についての守秘義務を課している。この義務を含めて、公的規則・指針の規定が実際に履行される率を高めるためには、従わなかった者に対するペナルティーを定めるのが効果的である。ペナルティーを定めているのは、[市]と[杉]で、いずれも条例である。規定に従わないときに首長が正勧告を出し、それでも勧告に従わない場合、その事実を公表する。

5. 2. 被見守り者との関係の分析

各種事項の表示についてであるが、事実上、すべての公的規則・指針で、カメラが設置してあるという事実を撮影区域内で見やすく表示すべきだとしている。また、多くの公的規則・指針で、責任者名を表示すべきだとしている。

苦情や開示請求に対する対応の必要性について、ほとんどの公的規則・指針が定めている。多くの公的規則・指針が、苦情に対しては、適切かつ迅速に処理すべきであるとし、本人画

像の開示請求については、開示するよう配慮しなければならない——としている。

5. 3. 分析から言えること

運用基準の制定、管理責任者の指定、住民に関する情報の守秘義務、カメラ設置の事実の表示、苦情や開示請求に対する誠実対応義務など、多くの項目について、ほとんどの公的規則・指針が共通して定めている。足並みがあまりそろっていない項目として、操作担当者の指定(限定)、ペナルティーの有無などがあげられる。

私企業がみずから敷地かその近傍だけを撮影していたカメラを除いて、防犯カメラの増加は近年の傾向であり、それに関する公的規則・指針の制定は、さらに短く、最近2年ほどの動きである。

公的規則・指針の抱える問題点が、実地での運用の中から浮かび上がるのに十分な期間が経っていない。このため、多様な対応策が出現して競い合うという状況になっておらず、いきおい、先行者の定めたものを大いに参考にして定めるということにならざるを得ないのではないかと思われる。

6. おわりに

防犯カメラに関して、自治体が定めた条例、要綱、指針を数例集め、比較検討した。本稿で比較した項目においては、多くの公的規則・指針で大体共通のことが定められていることが多かった。

一方、規則の実効性を高める上で貢献すると思われる規定において、少数の公的規則・指針でしか定めていないといふ例もあった。カメラ操作担当者の指定(限定)は、ボランティア主体の運営では徹底が難しいこと、是正勧告に応じなかったときの事実の公表では、条例でないとそこまでの強制力が發揮できないこと(条例は、取り上げた8つの公的規則・指針のうち3つ)などがあるものと思われる。今後、規定の実効性を高めるための工夫が必要になろう。

本稿では、規定項目を5グループに分けたうち、2グループしか分析できなかった(著者らの先行論文で1グループ、分析)。今後、残りの2グループについて分析したい。また、現時点で日本に十数例あると思われる防犯カメラに関する公的規則・指針のうち、本稿で扱わなかったものについても、分析を進めていきたい。

[注、参照文献]

- 01) 浅野幸治、中野潔『安全安心なまちづくりと情報通信技術』情処研報 2005-EIP-27、pp.9-16、2005
- 02) 安藤茂樹、中野潔『ICタグ関連の政策に関する一考察』情

処研報 2005-EIP-28、pp.11-18、2005

- 03) 安藤茂樹、中野潔『防犯防災分野へのRF-IDの利用とその公的支援』情処通信学会関西支部 発表会 2005年7月13日、2005
- 04) 中野潔『記名式非接触型ICカードによる非常時の所在地確認に関する一考察』情処EIP研究会 社会情報学フェア2005論文集、pp.11-14、2005
- 05) 安藤茂樹、中野潔『RFIDの活用による環境保護推進における公的実証実験の役割』情処EIP研究会 社会情報学フェア2005論文集、pp.15-20、2005
- 06) ディヴィッド・ライアン『監視社会』p.104(訳本)、青土社、2002(原著は2001)
- 07) 江下雅之『監視カメラ社会』p.22、講談社、2004
- 08) 五十嵐太郎『過防備都市』p.32、中央公論新社、2004
- 09) 斎藤貴男『安心のファシズム』p.117、岩波書店、2004
- 10) 鈴木謙介『カーニヴァル化する社会』p.58、講談社、2005
- 11) 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』p.75、光文社、2005
- 12) 森健『インターネットは「僕ら」を幸せにしたか?』p.251、アスペクト、2005
- 13) 中野潔『防犯カメラについての公的なガイドラインの比較における一考察』情処研報 2005-EIP-29、pp.37-42、2005
- 14) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例』市川市
- 15) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する基準』市川市
- 16) 『杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例』東京都杉並区
- 17) 『長野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱』長野市
- 18) 『防犯カメラの運用に関する指針』滋賀県
- 19) 『個人情報の保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領』静岡県
- 20) 『プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』静岡県
- 21) 『三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例』三鷹市
- 22) 2005年9月、総和町は古河市に合併。当該要綱は古河市に引き継がれた。
- 23) 『資料3 防犯カメラ設置条例等比較表』 「横浜市防犯カメラ情報管理検討委員会第1回委員会」
http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/koutai/1camerainkai_kaisiroku.pdf
(2006年01月28日存在確認)

表1 防犯カメラに関する各種基準の記述属性項目とその分類

(1)文書としての性格と基本的内容

- <i>種別
- <ii>策定主体
- <iii>目的、原則、理念
- <iv>体系

(2)行為者組織内部の関係と統制(画像データ自体の取り扱いに関するものを除く)

- <i>運用基準など
- <ii>設置に際しての考え方
- <iii>管理責任者の設置
- <iv>守秘義務
- <v>管理委託者への規則等の周知
- <vi>違反者へのペナルティー
- <vii>画像の取り扱い——操作担当者の指定

(3)被見守り者との関係

- <i>責任者名の表示
- <ii>カメラ設置の明示
- <iii>苦情への対応
- <iv>画像の取り扱い——本人からの要望

(4)第三者との関係

- <i>カメラに関する状況の公表
- <ii>画像の取り扱い——第三者への提供

(5)画像データ自体の取り扱い

- <i>画像の取り扱い——目的外使用
- <ii>画像の取り扱い——目的外使用等の条件
- <iii>画像の取り扱い——保存期間
- <iv>画像の取り扱い——保管方法、持ち出し可否
- <v>画像の取り扱い——画像データの消去
- <vi>画像の取り扱い——画像データの加工

表1-A 防犯カメラに関する公的規則・指針の比較(1)

市川市	杉並区	豊島市	練馬県	埼玉県	三國市
差し 条件	差し 条件	差し 条件	要領	要領	条件
施行年月日 正規名義	2005年07月01日 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する基準	2004年07月13日 市川市防犯カメラの設置及び運用に関する基準	2004年02月14日 防犯カメラの適用に付する基準	2004年09月12日 防犯カメラの設置及び運用に関する指針	2005年01月14日(実施) 三國市防犯カメラの設置及び運用に関する条例
目的	当社の有効性に鑑定しつつ、市民等の利害を考慮するための対応	条例にしたがつて、市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する事項	市がその公的施設等に防犯カメラを設置する目的で設置した防犯カメラ	個人情報の適正な取扱いを確保するための具民等のプライバシーを保護するを旨とする	市民の権利と生活を保護するとともに、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを図る
対象者	防犯カメラを設置する者の選定すべき内規等	市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する基本原則等	市が設置する場合及び利用に付する事項	防犯カメラの設置及び運用に付する事項	公長の場所従事者によりおける防犯カメラの設置及び運用に付する事項
原則	市長、管理責任者	市長等	防犯カメラを設置し、又は利用する者	防犯カメラを設置し、又は管理する者	公長の場所における防犯カメラの設置及び運用に付する事項
対象者等	区民等がその密ぼう姿勢をみたりた場合は、長野市長は、情報収集係等によることなく、防犯カメラの設置及び利用を並びに区域の取扱いに關し、利用を止めるとともに、個人情報を保護のための適切な措置を講じらる。	区民等がその密ぼう姿勢をみたりた場合は、長野市長は、情報収集係等によることなく、防犯カメラの設置及び利用を並びに区域の取扱いに關し、利用を止めるとともに、個人情報を保護のための適切な措置を講じらる。	区民等がその密ぼう姿勢をみたりた場合は、長野市長は、情報収集係等によることなく、防犯カメラの設置及び利用を並びに区域の取扱いに關し、利用を止めるとともに、個人情報を保護のための適切な措置を講じらる。	区民等がその密ぼう姿勢をみたりた場合は、長野市長は、情報収集係等によることなく、防犯カメラの設置及び運用に付する事項	公長の場所における防犯カメラの設置及び運用に付する事項
規制項目	条例施行規則	条例施行規則	条例施行規則	条例施行規則	条例施行規則
規制利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定	設置利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定	設置利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定	設置利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定	設置利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定	設置利用基準品、設置利用が許容されないものに対する対応等の規定
防犯カメラの設置及び運用に付する基準	防犯カメラの設置及び運用に付する基準	防犯カメラの設置及び運用に付する基準	防犯カメラの設置及び運用に付する基準	防犯カメラの設置及び運用に付する基準	防犯カメラの設置及び運用に付する基準
規制範囲	市川市個人情報保護条例	杉並区個人情報保護条例	豊島市個人情報保護条例	練馬区個人情報保護条例	埼玉県個人情報保護条例
対象者等	(1)市、(2)市から出資や事業の委託を受けた者、(3)自治会その他の地元的公共団体等を行事体、(4)商工会、(5)その他の公団等の所長に限り、(6)警察署長	以下のもので、道路、公園その他施設で定められる多敷の者が来る所、(1)杉並区、(2)西東京詳細規定あり。又は、(3)の地主、(4)の業者等に規定する施設による多敷の者、(5)の地主、(6)の業者等に規定する施設による多敷の者。(7)の地主、(8)の業者等に規定する施設による多敷の者。	以下のもので、道路、公園その他施設で定められる多敷の者が来る所、(1)杉並区、(2)西東京詳細規定あり。又は、(3)の地主、(4)の業者等に規定する施設による多敷の者、(5)の地主、(6)の業者等に規定する施設による多敷の者。	以下のもので、道路、公園その他施設で定められる多敷の者が来る所、(1)杉並区、(2)西東京詳細規定あり。又は、(3)の地主、(4)の業者等に規定する施設による多敷の者、(5)の地主、(6)の業者等に規定する施設による多敷の者。	以下のもので、道路、公園その他施設で定められる多敷の者が来る所、(1)杉並区、(2)西東京詳細規定あり。又は、(3)の地主、(4)の業者等に規定する施設による多敷の者、(5)の地主、(6)の業者等に規定する施設による多敷の者。
対象業務者	の対外販売基準を定め、市長に届け出なければならないこと	防犯カメラを利用するに付する基準を定めなければならないこと	調査基準を定めるなど、その適正な管理に努める	基準および基準に基づき定めた具体的な必要事項を公長に提出し、公長に承認を受けること	設置および運用に付する基準を定め、公長に承認を受けること
定め方	監査目的の防犯カメラ区域、その他規則で定めた項目	防犯カメラの運用に関する基準は、その他の基準	防犯カメラの運用に付する基準は、その他の基準	防犯カメラの運用に付する基準は、その他の基準	防犯カメラの運用に付する基準は、その他の基準

表1-B 防犯カメラに関する公的規則 指針の比較(2)

表1-C 防犯カメラに関する公的規則 指針の比較(3)